

公共工事品確法運用指針

各段階の考慮事項列挙

国交省が
たたき台 自治体・民間の意見聴取へ

国土交通省は、改正公共工事品確法（公共工事品確法）に基づき、年内にも作る発注者の共通ルール「運用指針」のたたき台をまとめた。発注関係事務を改正法の趣旨に沿って適正に実施するために、調査・設計から完成後に至るまで各段階で考慮すべき事項を列挙。事業特性などに応じて多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択・組み合わせられるよう、各方式の内容も簡潔に紹介している。

＝2面に各段階で考慮する事項一覧

運用指針は、国が自治体や学識経験者、民間事業者などの意見を聞いた上で策定することになっている。国交省は全国の各地域ごとに7～8月に集中開催する発注者協議会や自治体とのブロック会、監理課長等会議、民間団体などとの会合にこのたたき台を提示。参加機関の意見や要望を策定作業

に反映させる。たたき台は、改正法で発注者の責務が規定されたことを踏まえ、各発注者が関係事務を適正・効率的に運用できるよう、調査・設計、発注準備、入札・契約、工事施工、完成後の5段階に分け、それぞれ必要な事項を体系的にまとめる方向で作成した。

や適正工期の設定などを規定。入札契約の段階では、地域要件や施工実績など必要に応じた競争参加資格を設定することも、予定期格の事後公表などにより適切な競争環境を確保するとした。工

の配置や民間能力の活用、工事成績データの発注者間での共有・相互活用も打ち出した。事業特性などに応じた入札契約方式の選択・活用では、技術提案交渉方式や段階的選抜方式、複数年契約、複数工事一括発注、共同受注のほか、災害時の緊急随意契約、発注体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式や事業促進PPPなどを列挙。支払額の決定方法として、総価請負契約、単価・数量精算契約、コスト＋フィー契約、オープンブック方式などを挙げた。

公共工事品確法運用指針たたき台

各段階で考慮する事項

国土交通省が改正公共工事品確法（公共工事品確法）に基づき作成した運用指針のたたき台のうち、発注関係事務を適切に実施するために各段階で考慮する事項は次の通り。

＝1面参照

【調査・設計】事業目標の設定、事業全体の工

程計画の作成▽調査・設計の特性等に応じた入札契約方式の選択▽技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保
【発注準備】事業の特性等に応じた工事の入札契約方式の選択▽予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成▽施工実態を踏まえた適切な設計書、図面、仕様書の作成▽入札契約】地域要件、必要に応じ

た競争参加資格の設定、予定期格の事後公表等による適切な競争環境の確保▽企業の施工能力の適切な評価、ダンピング対策（低入札価格調査基準の設定等）の的確な実施等、適正価格での契約▽不調・不落時の見積徴収方式の活用等、円滑な施工確保対策▽公正性・透明性の確保
【工事施工】施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施▽発注関係事務の品質確保▽工事成績データの共有化・相互活用等、発注者間の連携強化。

2日、労務単価の周知徹底等、労働環境の改善▽受注者との情報共有や協議の迅速化等、円滑な執行の確保
【完成後】適切な完成検査・工事成績評価▽完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価
【その他】発注体制の強化等必要な職員の配置、民間能力の活用等、発注関係事務の品質確保▽工事成績データの共有化・相互活用等、発注者間の連携強化。